

# 包括利益導入と企業経営

総合ディスクロージャー研究所主任研究員 新保 秀一

## 《はじめに》

日本の企業会計においては、その中心をなすのが「利益」という概念です。この「利益」は、経営者の様々な経営活動の結果が、集大成され、企業の業績評価の指標となっています。我が国の会計実務における業績評価の1つの指標として挙げられるのが、「当期純利益」です。一般投資家は、この「当期純利益」から導き出される一株当たり当期純利益や株価収益率などを用いて企業評価を行っています。

ところが、有価証券報告書提出会社において、平成23年3月31日以後に終了する連結会計年度末に係る連結財務諸表において、包括利益を表示することが義務づけられることになりました。

これまで我が国の企業会計では、この包括利益の表示を定めていませんでしたが、国際会計基準のコンバージェンスに伴い平成22年6月30日に「包括利益の表示に関する会計基準」が定められ、今日に至っています。

この、包括利益の導入に伴い企業の業績評価はどう変わるのか？また、企業経営はどう変わるのか？以下、国際会計基準（以下IFRS）の基本となる考え方を、今一度交えて解説を行いたいと思います。

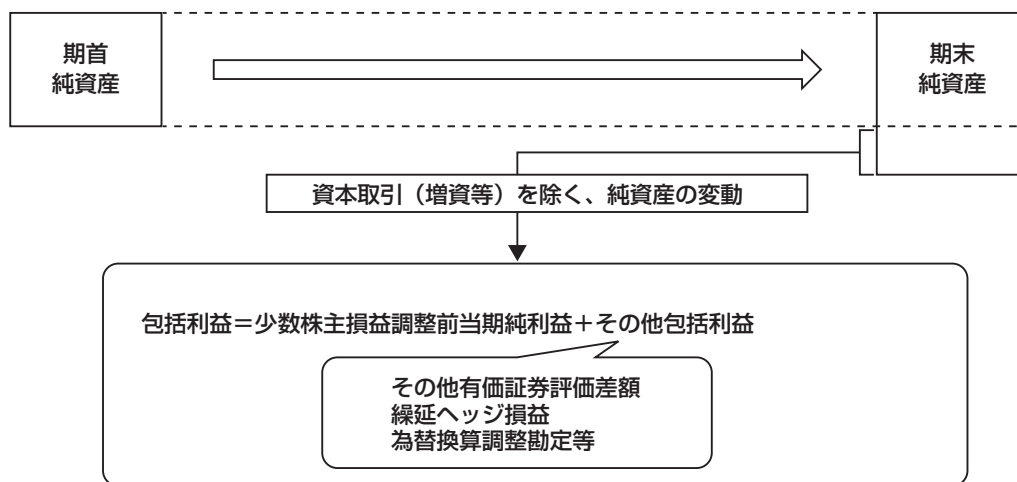
なお、本稿における意見にわたる部分は私見であることを申し添えます。



## 1. 包括利益とは

包括利益とは、「包括利益の表示に関する会計基準」によれば、「ある企業の特定期間の財務諸表において認識された純資産の変動額のうち、当該企業の純資産に対する持分所有者との直接的な取引によらない部分」と記されています。

すなわち、純資産の変動額のうち、資本取引による変動額（増資による資本金及び資本準備金の増加や、剰余金の配当、新株予約権の発行による新株予約権の増加等）を除いた部分とも言えます。具体的には、当期純損益による純資産の変動額、その他有価証券評価差額金の時価評価の増減等による純資産の変動額を意味します。



## 2. 平成23年3月期の企業からの回答

「包括利益計算書」の報告様式は、「1 計算書方式」（当期純利益の表示と包括利益の表示を1つの計算書で行う方式）と、「2 計算書方式」（当期純利益

を表示する損益計算書と、包括利益を表示する包括利益計算書からなる方式）、の選択適用が認められております。

|                |     |
|----------------|-----|
| .....          |     |
| 税金等調整前当期純利益    | XXX |
| 法人税等           | XXX |
| 少数株主損益調整前当期純利益 | XXX |
| 少数株主利益（控除）     | XXX |
| 当期純利益          | XXX |
| 少数株主利益（加算）     | XXX |
| 少数株主損益調整前当期純利益 | XXX |
| その他包括利益        |     |
| その他有価証券評価差額金   | XXX |
| .....          | XXX |
| その他包括利益合計      | XXX |
| 包括利益           | XXX |

|                |     |
|----------------|-----|
| .....          |     |
| 税金等調整前当期純利益    | XXX |
| 法人税等           | XXX |
| 少数株主損益調整前当期純利益 | XXX |
| 少数株主利益（控除）     | XXX |
| 当期純利益          | XXX |

|                |     |
|----------------|-----|
| 少数株主損益調整前当期純利益 | XXX |
| その他包括利益        |     |
| その他有価証券評価差額金   | XXX |
| .....          | XXX |
| その他包括利益合計      | XXX |
| 包括利益           | XXX |

上場企業がどちらの計算書方式で開示しているかという開示状況の調査が、「週刊経営財務」（2011年5月23日号）に掲載されておりました。

対象は、平成23年3月期決算の東証上場企業1,506社（5月17日までに決算発表を行った会社で、米国基準・IFRS採用会社を除く）。結果は、以下の通りでした。

- ◆2 計算書方式を採用・・・1,460社（96.9%）
- ◆1 計算書方式を採用・・・46社（3.1%）

このように圧倒的多数の企業が「2 計算書方式」により包括利益の開示を行ったようです。日本電波工業が「1 計算書方式」を採用していたことから、もっと多くの企業が「1 計算書方式」を採用するであろうとの予想でしたが、業績報告書の末尾に「当期純利益」を置くことの重要性を意識した経営者が多かったということだと思います。

なお、「1 計算書方式」を採用しましたが、当期純利益が1ページ目の末尾になるように改ページを行い、次ページの先頭に「少数株主利益又は少数株主損失」を配置する、という表示にした会社が、上記46社のうち、15社あったようです。したがって「1 計算書方式」を採用していても、表示上は「2 計算書方式」とほとんど変わらないということになります。

先行してIFRSを適用しているEU等の上場企業の開示事例をみても、「2 計算書方式」を採用し

ている企業の方が多く、「1 計算書方式」採用企業でも当期純利益の末尾に改ページを入れる企業が多いという特徴がありました。

また、2011年10月31日号の「週刊経営財務」によれば、包括利益の会計基準について、36%の企業が、「業績評価に関わる実質的な基準ではなく、単なる表示基準に過ぎない」と考えているようです（産業経理協会が実施した「包括利益に関するアンケート調査」：母集団173社、うち100社は製造業であり、売上高平均は6,795億8,400万円）。さらに、68%の企業が「包括利益は重要ではない」と回答しており、包括利益会計基準適用後も、企業の業績指標は、営業利益や経常利益、当期純利益として認識しているようです。

## 3. IFRSの基本的な考え方

ここで、今一度、IFRSの基本となる考え方について触れさせていただきます。

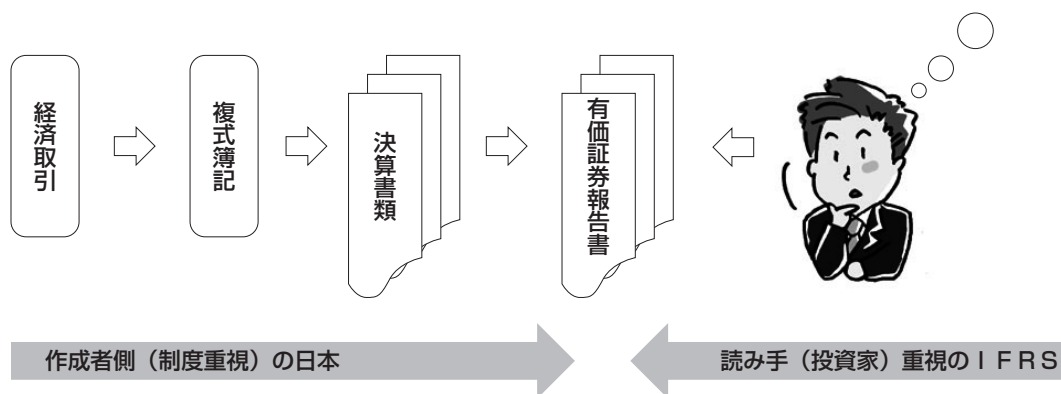
### (1) 原則主義

原則主義とは、特定の国の法制度を前提としたルールを作らないで、基本的な原理、原則のみを示し、詳細な規則は作りません。その意味合いは、「こうして下さい、ああして下さい。」ということは問いません。そこでは、経営者の判断、監査人の判断を尊重する代わりに、説明責任を重視しています。例えば、「我が社のビジネスモデルはこのようになっています、それを踏まえて経営者はこう判断しています。その結

果、当社は、この会計方針を選択しました。」という説明責任を経営者に負わしています。そのため開示情報としての注記の量が膨大になると言われています。

ディスクロージャーの視点で見ると、日本の有価証券報告書は、どちらかと言えば、作成者側の性質を持つ開示書類であり、制度を重

視しています。これに対して、IFRSの有価証券報告書は、投資家の意思決定を重視しています。そのため、読み手側の性質を持つ開示書類であると言えます。投資家にとって、手っ取り早い情報は有価証券報告書しかないため、読み手の意思決定を重視して、注記の量が膨大になるとも考えられます。



また、IFRSは数値基準を嫌います。確かに数値基準は、金額に一定の基準を設けるために、企業間でのばらつきはなく、わかりやすいというメリットもあります。しかしながら、数値基準があるがために、それをクリアするための取引をしむ動きが出て来ることも拒めません。言い換えるならば、数値基準を使うとそれが一人歩きをする危険性をはらんでいると考えられます。

## (2) 資産・負債アプローチ

この資産・負債アプローチには、いろいろな説明の仕方があると思われます。

一般的には「資産から負債を差し引いた純資産に着目し、純資産が期首から期末までに、どれだけ増加したか（増資等の資本取引を除く）を計算する（包括利益＝期末純資産－期首純資産±資本取引＝当期純利益＋その他包括利益）」と説明されるものです。すなわち貸借対照表重視の考え方です。これが、いわゆる包括利益重視の概念に結び付くと考えられます。

異なった観点から見た説明の仕方として、資産・負債の定義や、計上すべき要件を満たしているもの、例えば信頼性を持って測定ができるなどの要件を満たしたものを、貸借対照表に計上して、それをつなぐものが損益計算書に計上されるという考え方もあります。

その場合の金額を測定する時の基準が「公正

価値」と言われるものです。「公正価値」とは、少し荒っぽい言い方をすれば、「市場で売ったならば、今、幾らか」という投資家視点での現実性のある資産価値と考えられます。そこにおける資産価値とは、将来キャッシュ・フローの割引現在価値で測定されます。それも每期再測定を実施します。

なお、日本の企業会計の特徴としては「収益費用アプローチ」が採られています。「収益費用アプローチ」とは、収益から費用を差し引いたものが期間損益となり、それを内部留保として資本にため込むという考え方です。

換言するならば、収益があって、収益を得るためにかかったコスト、犠牲になったものを捕まえに行き、それを期間的に対応させます。例えば、売上ならば売上原価を捕まえに行くといいことです。極端に言うならば、収益と費用を対応させて、それに対応できなかったものが貸借対照表に繰り越されます。未払費用、前払費用、引当金等が貸借対照表に繰り越されるとも言えます。そのため、まず、損益計算書があって、その連結環が貸借対照表であると考えます。

それでは、なぜIFRSは資産・負債アプローチを採用しているのでしょうか？その大きな理由として考えられるのが、事業用資産をベースにした実物経済中心の時代から、金融資産・負債をベースとしたマネー経済へと、経済

環境が大きく変化してきたことがその一つの要因と考えます。

すなわち、実物経済中心の時代における資産価値とは、損益計算書で表現される事業活動から得られて期間損益を利益剰余金として内部留保して、それを純資産の増加分として捉えて来ました。しかしながら、経済環境の大きな変化によるマネー経済の台頭により、金融資産・負債の増大、為替の影響、金利水準の影響、加えて、年金資産・負債の増大により、損益計算書を通さない、いわゆる「資本直入」と呼ばれる評価損益の比率が増大してきました。このため収益・費用アプローチでの損益計算だけでは、真の企業価値が計れなくなったことにあると考えます。

#### 4. 包括利益が投資家に与える影響

I F R Sの特徴として、投資家重視のキャッシュ・フロー経営での測定が挙げられますが、包括利益の導入により投資家の意思決定に対して、どのような影響があるかを考えてみたいと思います。

まず、損益計算の観点から考察してみます。損益計算において、当期純利益は包括利益の中に含まれます。そのため、包括利益のうち当期純利益相当額については特段問題にはならないと考えます。問題になるのは包括利益から当期純利益を差し引いた「その他包括利益」が及ぼす影響であると思われます。

「その他包括利益」は、簡単にいえば企業が保有する資産・負債における時価の変動額です。そのため当期純利益と比較して、包括利益は、保有する株式の時価や為替レート、さらには金利水準次第で大きく変動してしまう可能性があります。これらは企業の業績や企業努力とは無関係のところで発生します。

実際、2011年3月期の決算報告によれば、株価や為替レート、金利等の影響により、包括利益が当期純利益より大幅に減少している企業が多数見受けられました。

それでは、投資家は、包括利益をどのように活用すればよいのでしょうか？包括利益は、企業が保有する資産・負債の時価や為替、金利の変動をストレートに受けてしまい、企業努力の及ばないところで利益が変動します。このように、企業努力の及ばないところで利益が変動してしまうため、当期純利益に比べて予測可能性がとりにくくなると考えられます。

このため、企業の将来の業績予想を行う際、当期純利益に代えて包括利益を用いる必要性はあまり感じられないと思われます。したがって、企業の業績評価や将来の業績予想に包括利益を用いるのはあまり意味がなく、従来通り当期純利益を用いればよいと考えられます。

しかしながら、財務指標の代表的なものの一つとして、自己資本利益率（R O E）がありますが、計算式では次のようになります。

|   |
|---|
| $\text{自己資本利益率} = \frac{\text{当期純利益}}{(\text{期首自己資本} + \text{期末自己資本}) \div 2} \times 100 (\%)$ <p style="text-align: center;">(注) 自己資本 = 純資産 - 新株予約権 - 少数株主持分</p> |
|---|

現行の自己資本（連結財務諸表）には、「その他有価証券評価差額金」や「為替換算調整勘定」および「繰延ヘッジ損益」などを計上した、その他包括利益累計額が含まれています。ここで、例えば保有株式の大幅な時価の減少を想定した場合、計算式の分母が極端に減少して、結果として自己資本利益率（R O E）が大幅に改善されるという奇妙な現象が生じてしまいます。これを是正するには、分子に包括利益を持ってくれば、現行の財務指標も幾分か補正できるのではないかと考えます。

さらに、利益を業績や収益力という観点ではなく、貸借対照表重視の考え方である、「企業価値」や「財務安全性」という観点からとらえると、包括利益の有用性を見出すことができると考えます。

すなわち、企業が利益をあげると、それと同額だけ貸借対照表の純資産の額が増加します。純資産の増加は安全性の向上を意味します。これは当期純利益だけでなく包括利益でも同じです。当期純利益は同額の株主資本の増加を、包括利益は同額の純資産の増加をもたらします。包括利益の増減は純資産の増減に直結しますから、1株当たり純資産と、株価の関係を示すP B R（株価純資産倍率）や、企業の財務安全性をみる指標である自己資本比率にも影響を及ぼします。

当期純利益と包括利益の差額が大きい企業は、企業自身が有する資産や負債が時価の変動というリスクにより多くさらされていると想定できます。そのため、市場環境の悪化・停滞が続けば、純資産の減少を招き、それが株価形成上マイナスの影

## 特集

響を与えることも十分に考えられます。

ただし、「その他包括利益」の増減は、すでに貸借対照表の純資産の「評価・換算差額等」の増減を通じて以前から反映されていました。そのため、包括利益の開示がはじまったとはいえ、PBRや自己資本比率などを指標として用いる場合、新たに注意するような点はないと思われま

しかしながら、IFRSの根底に流れる貸借対照表重視の考え方にもとづくならば、包括利益は、その企業の有する資産や負債がどれだけ市場リスクにさらされているか、そして市場リスクにさらされる資産・負債が多い企業は純資産の変動が高くなり、ひいてはPBRや自己資本比率といった指標に影響を及ぼす可能性がある、という点に注意することが必要であると考えます。

| 財政状態計算書   | 包括利益計算書   | キャッシュ・フロー計算書                    |
|---|---|---------------------------------|
| 事業セクション<br>・営業カテゴリー<br>営業ファイナンス・サブカテゴリー<br>・投資カテゴリー | 事業セクション<br>・営業カテゴリー<br>営業ファイナンス・サブカテゴリー<br>・投資カテゴリー | 事業セクション<br>・営業カテゴリー<br>・投資カテゴリー |
| 財務セクション<br>・借入カテゴリー<br>・所有者持分カテゴリー                  | 財務セクション<br>・借入カテゴリー                                 | 財務セクション<br>・借入及び所有者持分           |
|   | 複数カテゴリー取引セクション                                      | 複数カテゴリー取引セクション                  |
| 法人所得税セクション  | 法人所得税セクション  | 法人所得税セクション                      |
| 非継続事業セクション  | 非継続事業セクション（税引後）                                     | 非継続事業セクション                      |
|   | その他包括利益（税引後）  |                                 |

《一体性のある財務諸表の表示》とは、財政状態計算書、包括利益計算書、キャッシュ・フロー計算書が、事業セクション、財務セクション、法人所得税セクション、非継続事業セクションでそれぞれつながっていることを意味します。

ここで、包括利益計算書（IFRS版 包括利益計算書（イメージ図）参照）に着目してみたいと思います。現行日本の包括利益計算書と異なる点が、何点かありますが、以下に掲げます。

- ① 事業を継続事業と非継続事業に分ける。
- ② 経常利益がなくなる。
- ③ 営業外損益区分、特別損益区分がなくなる。

①の継続事業とは、次期以降も継続する本業の事業を意味し、非継続事業とは、廃止対象となる事業を意味します。現行の貸借対照表に相当する財政状態計算書には、廃止対象となる事業の資産や負債などを計上し、廃止にかからんだ損益インパクトは、現行の損益計算書に相当する包括利益計

## 5. IFRSの求める財務諸表

IFRSのコンバージェンスに伴い、包括利益計算書が連結財務諸表に開示されるようになりました。そこでは、上場企業の多数は、単なる表示基準に過ぎず、業績報告書の末尾に当期純利益を置くことの重要性を意識した経営者が多かったようです。

しかしながら、IFRSが将来的に上場企業に導入されることが予定されています。そうすると現行の包括利益計算書ではなくIFRS版の包括利益計算書の重要性が高まって来ると考えられます。

下記は、IASB/FASBのスタッフドラフト（2010年4月）による《一体性のある財務諸表の表示》です。

算書に計上します。

ここで重要なのは、継続事業と非継続事業に分けることにより、社内に残すべきものと切り捨てるものを開示することになりますが、これにより社内には不要なものは持たないで、キャッシュを効率よく活用する企業の姿勢を社外に伝達することが可能になると言えます。

また、企業の判断として、本来ならば営業外費用に計上すべきものを、特別損失に計上して、経常利益を良く見せたいということが間々ありました。しかしながら、②経常利益がなくなる、③営業外損益区分、特別損益区分がなくなるという開示が予定されているため、特別損益項目や営業外損益項目は、営業利益の前に計上することが余儀なくされます。したがってこれまでの経営者の恣意性の混じった甘い経営は出来なくなると考えられます。

## IFRS版 包括利益計算書 (イメージ図)

|         |                           |                  |                   |       |
|---------|---------------------------|------------------|-------------------|-------|
| 事業      | 営業                        | 売上高              | ×××               |       |
|         |                           | 売上原価             | (×××)             |       |
|         |                           |                  | 売上原価合計            | ×××   |
|         |                           |                  | <b>売上総利益</b>      | ×××   |
|         |                           | 販売費              |                   |       |
|         |                           | 広告費              | (×××)             |       |
|         |                           | ……               | (×××)             |       |
|         |                           |                  | 販売費合計             | (×××) |
|         |                           | 一般管理費            |                   |       |
|         |                           | 人件費              | (×××)             |       |
|         |                           | ……               | (×××)             |       |
|         |                           |                  | 一般管理費合計           | (×××) |
|         |                           |                  | <b>その他営業項目前利益</b> | ×××   |
|         |                           | その他の営業収益 (費用)    | ×××               |       |
|         |                           | ……               | (×××)             |       |
|         | その他の営業収益 (費用) 合計          | ×××              |                   |       |
|         | <b>営業利益合計</b>             | ×××              |                   |       |
| 投資      | 受取配当金                     | ×××              |                   |       |
|         | 売却可能有価証券売却益               | ×××              |                   |       |
|         |                           | 投資利益合計           | ×××               |       |
|         | <b>事業利益合計</b>             | ×××              |                   |       |
| 財務      | 受取利息                      | ×××              |                   |       |
|         | 支払利息                      | (×××)            |                   |       |
|         |                           | 財務収益費用合計         | ×××               |       |
|         | 法人所得税及びその他包括利益前の継続事業からの利益 | ×××              |                   |       |
| 法人所得税   | 法人所得税費用                   | (×××)            |                   |       |
|         |                           | <b>継続事業からの利益</b> | (×××)             |       |
| 非継続事業   | 非継続事業による損失                | (×××)            |                   |       |
|         | 法人取得税軽減率                  | (×××)            |                   |       |
|         |                           | 非継続事業による損失       | ×××               |       |
|         | <b>当期純利益</b>              | ×××              |                   |       |
| その他包括利益 | 売却可能有価証券の未実現利益            | ×××              |                   |       |
|         | 再評価剰余金 (営業)               | ×××              |                   |       |
|         | 為替換算調整勘定                  | ×××              |                   |       |
|         |                           | その他包括利益合計        | ×××               |       |
|         |                           | <b>包括利益合計</b>    | ×××               |       |

## 6. 企業経営に対する経営者の今後の姿勢

企業は、利益の獲得のために、人的資源、物的資源、資金といった経営に不可欠な資源を調達して、それを効率的に運用します。その結果、生じた財貨や用役を社会に提供し、対価を得て、継続的に事業を営む経営事業体です。この企業が、継続的に成長、発展していくためには、株主や債権者のみならず、様々なステークホルダーに対して企業情報を適時に公表し、円滑なコミュニケーションを図る必要があります。

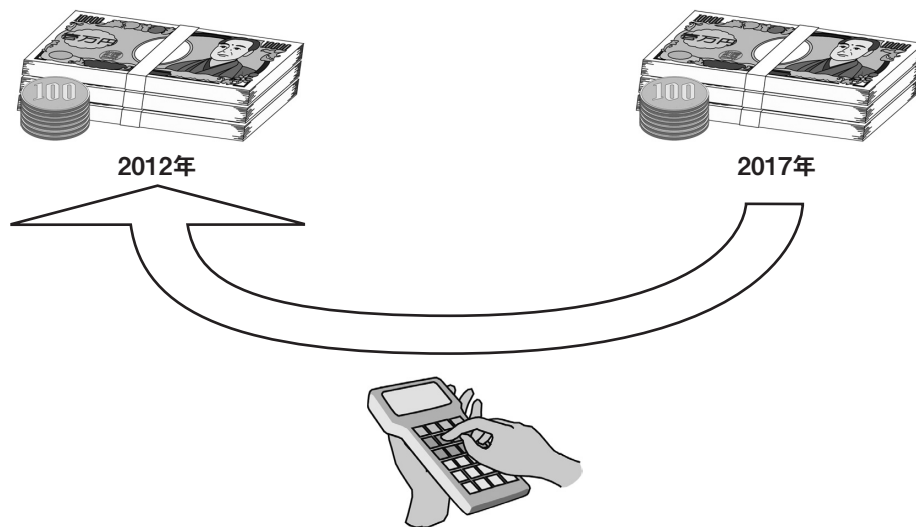
このように、企業を取り巻く様々なステークホルダーに対して、企業活動の結果といった企業情報を適時に公表することがディスクロージャーと言われるものです。その目的の一つとして、アカウンタビリティ(説明責任)の履行が挙げられます。すなわち、投資家は企業に出資しますが、企業は拠出された資金をいかに管理、運用して、どれだけの成果を上げたかを説明する責任があります。

このように、企業を取り巻く様々なステークホルダーに対して、企業活動の結果といった企業情報を適時に公表することがディスクロージャーと言われるものです。その目的の一つとして、アカウンタビリティ(説明責任)の履行が挙げられます。すなわち、投資家は企業に出資しますが、企業は拠出された資金をいかに管理、運用して、どれだけの成果を上げたかを説明する責任があります。

## 特集

このときのポイントとなる指標として包括利益が挙げられます。

包括利益は、経営者が投資家から委託された資金をもとに、取得した資産の公正価値がどれだけ増えたか、減ったかを意味した指標と考えます。投資家が、最終的に経営者に求めるものは、単なる損益情報ではなく、配当としてのインカムゲインや株価上昇に伴うキャピタルゲインと考えます。



包括利益の導入により、当期純利益と包括利益の両者が業績評価として外部公表されます。当期純利益を管理するならば、経営者としては、単年度のフローとなる利益を上げるためのマネジメントと、それに対する説明責任が必要になり、他方、その他包括利益を含んだ包括利益を管理するならば、必要資産・負債をどのようなポートフォリオで持ち、市況の影響を避けながら効率を上げるためのマネジメントと説明責任が必要となります。すなわち経営者のマネジメント能力および説明責任として、この二つが要求されると考えます。

投資家重視のIFRSが求めることは、このように、経営者の説明責任の占める割合が多大であると思われます。この経営者の説明責任は包括利益が開示されることによって、仮に当期純利益が黒字で、包括利益が赤字のケースの場合、これまでどおりの安定配当や増配といった行動は許容されるかどうか？それは、今後、包括利益がどれほど業績評価として浸透していくか、経営者がどれほど包括利益に対して説明責任を果たすかによって考えられます。余分な資産を持たなければ、

その源泉となるものが、割引現在価値による将来キャッシュ・フローの概念です。一会計年度内のキャッシュ・フローの確保が、株主、投資家への利益配分や再投資のために重要ですが、それに加えて公正価値にもとづく期末残高による経営管理には、将来キャッシュ・フローの管理が必要不可欠となってきます。

余分な評価損益も生じないでしょう。単なる付き合いの持ち合い株式を売却したり、本業以外の事業からは撤退して、本業に専念することが必要だとも考えられます。

今後、IFRSが適用されると、CEO（最高経営責任者）をはじめとするトップマネジメントは包括利益に着目して企業を経営する必要が生じます。その他包括利益に含まれるような項目を含めて、長期的には企業価値を示す純資産を増大させる責任を負っていると考えられるからです。

経営者は、企業が有するすべての資源を活用し、経営戦略を策定し、推進する権限を持っています。長期的な視点に立って経営を考えた場合、為替換算調整勘定やその他有価証券評価差額金等に関係する長期投資、例えば海外支店や子会社への投資などに関して、包括利益を意識しながら、本業に対するマネジメント、および、必要に応じて投資、撤退、売却といった判断を下すことが必要であると考えます。

以上

〈参考文献〉

「包括利益経営（中澤進氏・石田正氏）」 日経BP社 2010年

「包括利益開示の意義・影響・課題（伊藤邦雄氏）」 企業会計2011年3月号